

2025 年 10 月 31 日

各 位

株式会社北國銀行

株式会社森未来とポジティブ・インパクト・ファイナンスの契約を締結

株式会社北國銀行（代表取締役社長：米谷 治彦）は、株式会社森未来（代表取締役：浅野 純平）とポジティブ・インパクト・ファイナンス¹の契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

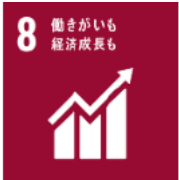
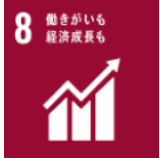
記

1. ポジティブ・インパクト・ファイナンス契約の概要

- (1) 契約日 2025 年 10 月 31 日（金）
- (2) 融資金額 5 千万円
- (3) 資金使途 運転資金

2. 株式会社森未来の取組み

今回、同社の企業活動が社会・環境・経済に与えるインパクトを、以下のとおり評価しました（KPI より一部抜粋）。

インパクト内容	木材調達基準の刷新・木材流通の最適化	
KPI	▶ 2026 年度において国産材と FSC®、SGEC/PEFC 認証材の合計の割合 65%以上維持及び木材流通の最適化にかかる AI エージェント開発によるマッチングの実現	
インパクト内容	生産性向上への取組み	 
KPI	▶ 木材データベース構築の開発工数において、2025 年度までに対現在比 98.7%削減	
インパクト内容	労働環境・健康経営の取組み	
KPI	▶ 平均賃上率を 2026 年度以降、前年比 3%増を継続。フレックス制度について対象社員の拡大を今後調整	

株式会社森未来は FSC®、SGEC/PEFC 認証を取得しています。
FSC®:FSC-C155022
SGEC/PEFC:
SGEC 認証 (SGEC/31-31-1512)、PEFC 認証 (PEFC/31-31-1512)
FSC®は金銭債権についてのいかなる財務的主張にも責任を負わず、保証もしない。

¹ 企業活動が環境・社会・経済のいずれかの側面に与えるインパクトを包括的に分析し、特定されたポジティブインパクトの増大とネガティブインパクトの減少に向けた取組みを支援する融資

第三者意見書

2025 年 10 月 31 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社森未来に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北國銀行

評価者：株式会社 CC イノベーション

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北國銀行（「北國銀行」）が株式会社森未来（「森未来」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社 CC イノベーション（「CC イノベーション」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北國銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、CC イノベーションと共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北國銀行及び CC イノベーションにそれを提示している。なお、北國銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクト

トエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北國銀行及び CC イノベーションは、本ファイナンスを通じ、森未来の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、森未来がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

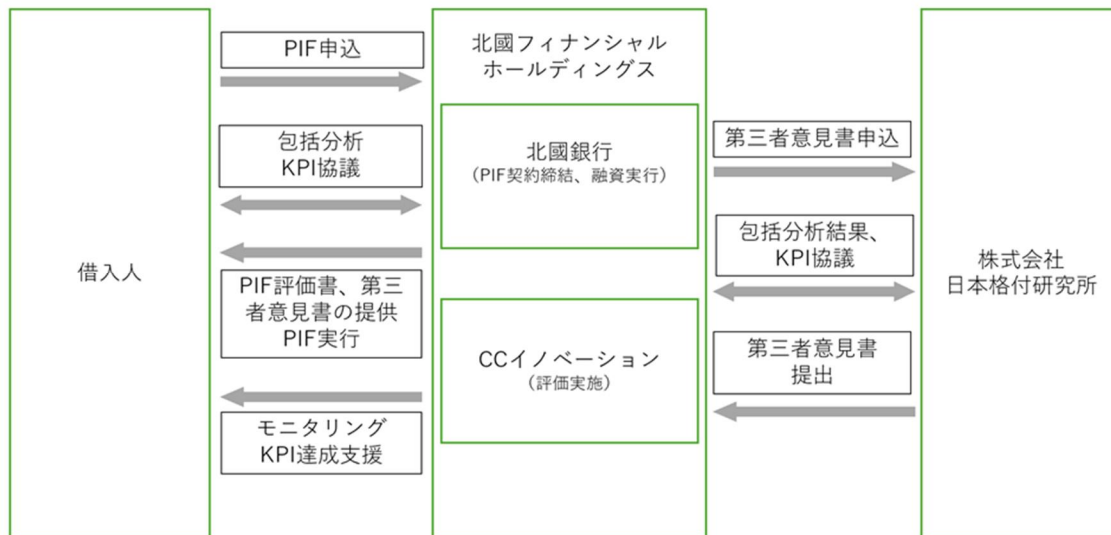
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北國銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 北國銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：北國銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北國銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北國銀行からの委託を受けて、CCイノベーションが分析方法及び分析ツールを、UNEP FIが定めたPIFモデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIFを提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本PIFを通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全てCCイノベーションが作成した評価書を通して北國銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供するPIFは、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、CCイノベーションが、JCRの協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCRは、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面の

インパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である森未来から貸付人である北國銀行及び評価者である CC イノベーションに対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)
株式会社日本格付研究所
サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

深澤 優貴

深澤 優貴

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確に信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的・機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録 ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債券イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025 年 10 月 31 日

株式会社 CC イノベーション

株式会社C Cイノベーション（以下、C Cイノベーション）は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させ、株式会社森未来（以下、森未来）の包括的なインパクト分析を行いました。

株式会社北國銀行（以下、北國銀行）は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取り組みを支援するため、森未来に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施します。

目次

1. 評価対象のファイナンス概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念・経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI および SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンス概要

企業名	株式会社森未来（読み：シンミライ）
借入金額	50,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	5 年
モニタリング期間	毎年 7 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

会社名	株式会社森未来/SHINMIRAI INC.	
本社所在地	東京都港区芝 5-27-6 泉田町ビル 6 F	
代表者	浅野 純平	
従業員数	24 人（2025 年 3 月 31 日現在）	
設立年月日	2016 年 4 月	
資本金	164,836,859 円（資本準備金含む）（2025 年 3 月 31 日現在）	
事業概要	・ 木材コーディネート（木材の調達・加工・施工） ・ 木材情報プラットフォームの開発・運営 ・ 森林認証コンサルティング ・ 森林・林業・木材に関するソフトウェア開発 ・ 各種イベントの企画・制作・運営・管理	

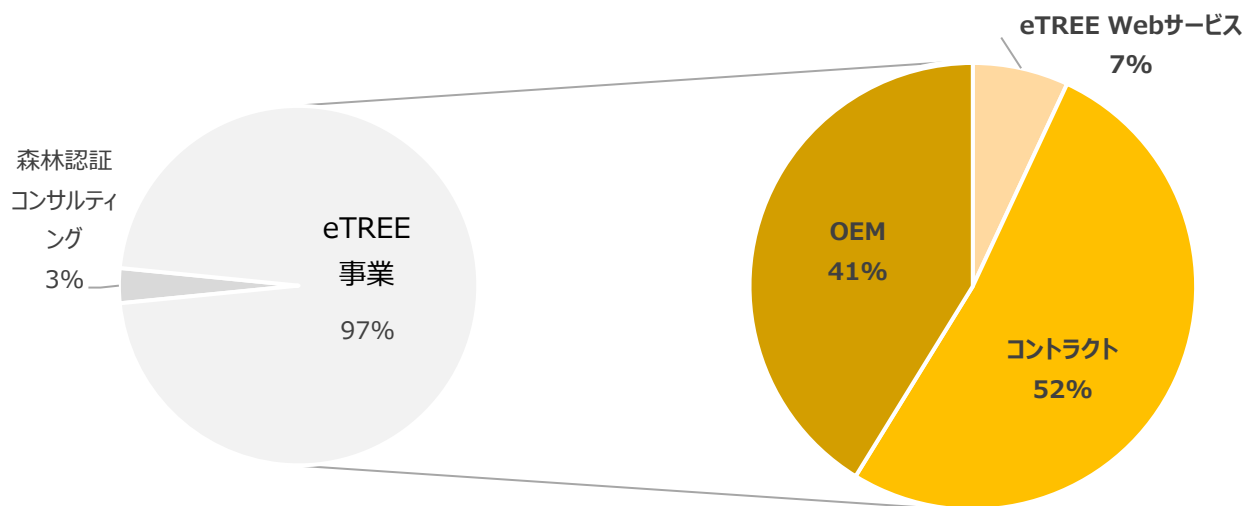
【事業内容】

森未来は、“Sustainable Forest”をミッションに掲げ、産業的にも環境的にも持続可能な森林と社会の実現を目指している。

日本は国土の 7 割が森林で覆われているが、木材自給率は約 4 割と低く、国産木材流通の断絶が課題となっている。その中で、森林・林業・木材の情報を集約した“All Wood Platform”の構築を目指し、設計者・デザイナー向けの木材プラットフォーム『eTREE（イーツリー）』を運営している。

さらに、森林認証材やトレーサビリティを確保した木材のコーディネート事業を展開し、木材事業者とユーザーを繋ぎ、持続可能な森林のある社会の実現に貢献している。

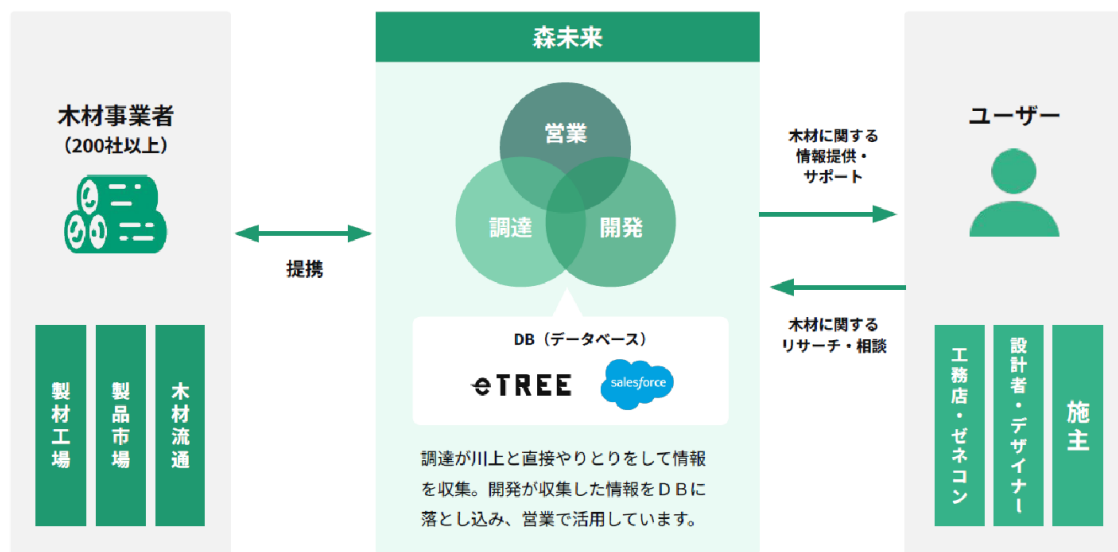
事業構成（売上比率：2025 年 3 月期決算）



（出典：(株)森未来からの提出資料を参考に CCI が作成。以下記載のない図表も同じ出典。）

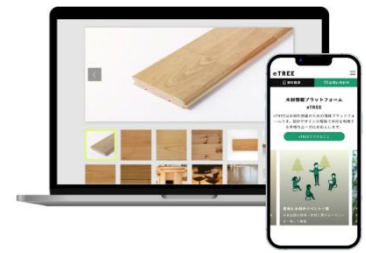
● ビジネスフロー

全国 200 社以上の木材事業者と提携し製品/供給情報をデータベース化、木材コーディネーターによるユーザーサポートにより流通最適化を実現。



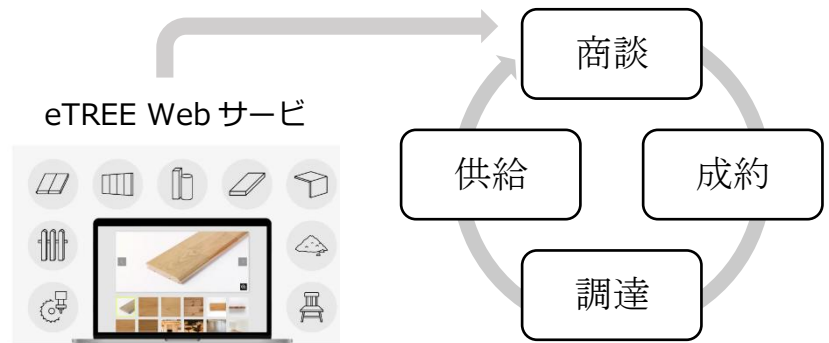
<eTREE Web サービス事業>

全国の木材需要/供給を仲介する Web ポータルサイト。
製品情報をはじめ、加工サポート、プロジェクト支援、イベント/補助金情報などもカバーする木材総合プラットフォーム。



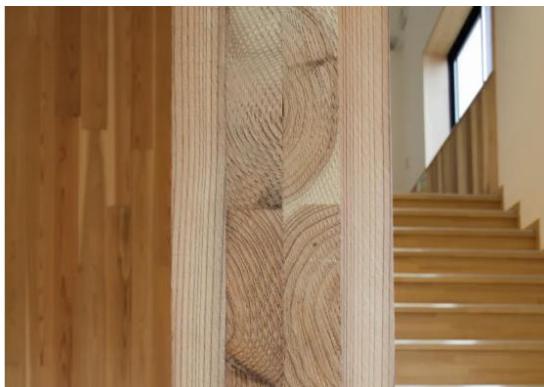
<コントラクト事業>

eTREE Web サービスを窓口
幅広い木材の調達から加工まで
木材コーディネーターがサポート
顧客のリピーター化により収益
の柱に成長。



<OEM 事業>

主要取引先へのコンサルティングをとおして、CLT 材など多彩な製品を顧客へ提供。



<森林認証コンサルティング事業>

国際的な森林認証制度である FSC® や SGEC/PEFC の認証取得を支援。

持続可能な森林経営を証明する認証取得をサポートすることで、木材事業者の信頼性向上と国内外市場での競争力強化に貢献。



プロモーションライセンス番号：FSC®N004031

FSC®は株式会社森未来が提供する研修コンサルティングサービスの内容に責任を負いません。

SGEC/PEFC：

SGEC 認証（SGEC/31-31-1512）、PEFC 認証（PEFC/31-31-1512）

◇森林認証制度とは

適切な管理がなされた森林とそこから切り出される木材に証明（認証）を発行し、ラベルをつけることで、消費者に持続可能性に配慮した木材を選んで買う機会を提供する制度。



【事業拠点】

拠点	住所	ホームページ
本社	〒108-0014 東京都港区芝 5-27-6 泉田町ビル 6F	https://shin-mirai.co.jp/ 

【沿革】

2016 年 4 月	東京都港区に株式会社森未来設立。代表取締役役に浅野 純平氏が就任。林業を持続可能な産業とする使命の下、本格的に事業を開始。
2019 年	FSC®認証（FSC-C155022）および SGEC/PEFC 認証（SGSJ-PEFC-COC-154）を取得。持続可能な木材調達・流通に向けた体制を整備。
2018～2020 年	木材直販の初期サービスを試行。2018 年、エンドユーザー向け「インターネット木材市場」をコンセプトに最初の eTREE 試作版を公開。 2020 年、ターゲットをプロ向けに絞り「eTREE DASH」（木材サンプル発送サービス）を立ち上げ、顧客となる設計者層の開拓に成功。これらを経てサービスモデルを磨き上げる。
2021 年	木材プラットフォーム「eTREE」正式リリース。従来クローズドだった木材の在庫・価格情報をデジタル集約し、需要者と供給者を直接繋ぐ本格的なオンラインプラットフォームを提供開始。
2021 年 10 月	プレシリーズ A ラウンド資金調達（総額約 8,000 万円）を実施。リード投資家の一般財団法人 KIBOW をはじめ、キャナルベンチャーズ株式会社、株式会社 ANOBAKA 等から出資を受け、サービス拡充と組織強化の資金を確保。SDGs 時代の追い風を受け「eTREE」の機能拡張に着手。
2022 年 3 月	FSC®ジャパンと協業し、「FSC®認証木材ポータルサイト」を開設。国際的な森林認証制度 FSC®の国内普及を目指し、認証材情報を eTREE 上に集約公開するポータルをリリース。記念セミナーも共催され、持続可能な木材利用の啓発に寄与。
2023 年 10 月	アクセラレータープログラム「Open Network Lab」第 27 期 DemoDay にて、最優秀賞およびオーディエンス賞をダブル受賞。分断された木材流通を再構築する eTREE の革新性が評価され、スタートアップ界から注目を集める。
2024 年	「Earthboat（アースボート）」が 2024 年度グッドデザイン賞を受賞。森未来が開発に携わったサウナ付きトレーラーハウスであり、その革新性とサステナビリティが高く評価された。木材活用の新たな可能性を示すプロジェクトとして話題に。

2025 年 1 月	シリーズ A ラウンド資金調達（約 2.6 億円）を実施。既存投資家に加え JP インベストメント株式会社、アグリビジネス投資育成株式会社、SMBC ベンチャーキャピタル株式会社等の新株主を迎え入れ、事業拡大に向けた大型資金を調達。これによりさらなるサービス開発と市場拡大を本格化。
2025 年 4 月	経営体制の強化を実施。社内から吉田 京平氏を取締役 COO に昇任、新たに山北 絵美氏が執行役員 CFO 兼 CAO に就任。加えて社外取締役 1 名を招聘。将来の IPO も見据えた組織整備と事業推進力の強化を図る。

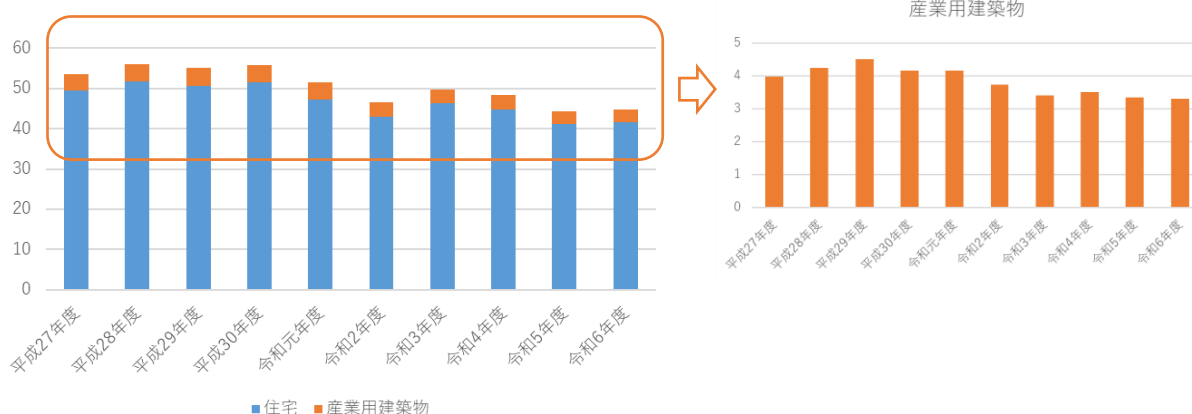
株式会社森未来は FSC®、SGEC/PEFC 認証を取得しています。

FSC® CoC 認証を取得：FSC-C155022

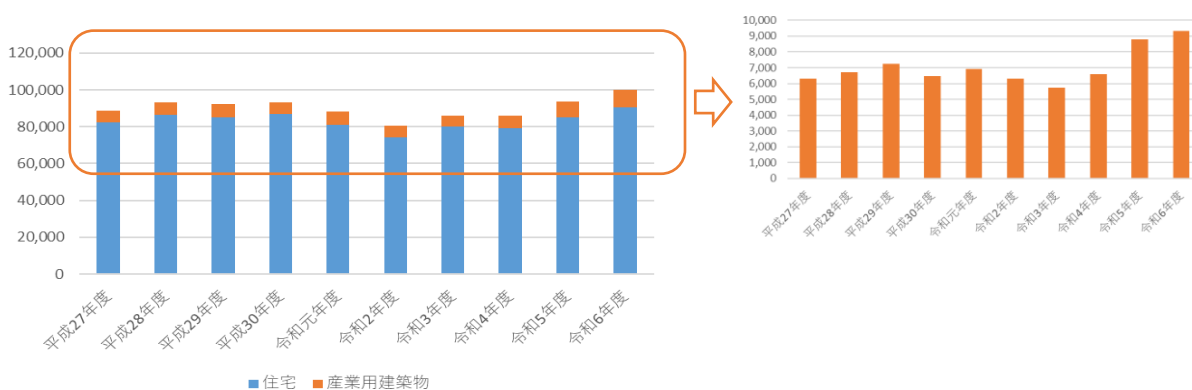
SGEC CoC 認証を取得：SGSJP-SGEC-COC-154

2.2 業界動向

● 木造市場規模の推移（床面積ベース 単位：百万㎡）



● 木造市場規模の推移（工事予定額ベース 単位：億円）



（出典：国土交通省建築着工統計調査より CC イノベーションが作成）

令和 6 (2024) 年の着工建築物の木造率(床面積ベース)は 47.2%であり、用途別・階層別にみると、1 ～ 3 階建ての低層住宅は 80%を超えるが、低層非住宅建築物は 15%程度、4 階建て以上の中高層建築物は 1 %以下と低い状況にある。

低層住宅分野は建築用木材の需要の大部分を占めているが、最も普及している木造軸組工法の住宅でも、国産材の使用割合は 5 割程度にとどまっているため、低層住宅分野で国産材の利用を拡大していくことが重要である。

同時に、新設住宅着工戸数が人口減少等により長期的に減少していく可能性を踏まえると、非住宅・中高層建築物での木造化・木質化を進め、新たな木材需要を創出することが重要となっている。

- **建築物木材利用促進協定（林野庁）**

「建築物木材利用促進協定」制度は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の成立に伴い、建築物における木材利用を促進するために創設。

建築主となる事業者の協定締結のメリットとしては下記があげられる。

- ・ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上。
- ・木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、ESG 投資など新たな資金獲得につながる可能性あり。
- ・国や地方公共団体による、財政的な支援を受けられる可能性が高まる。（例：一部予算事業における加点点等優先的な措置）

2025 年 8 月 29 日時点で、26 件の協定締結が実現している（下記は、一部抜粋）。

- ・株式会社セブン-イレブン・ジャパン：セブン-イレブン店舗建設における建築物木材利用促進協定
- ・株式会社 良品計画/株式会社 MUJI HOUSE：良品計画グループによる木材利用拡大に関する建築物木材利用促進協定
- ・日本マクドナルド株式会社：マクドナルド店舗における地域材利用促進に向けた建築物木材利用促進協定

- **建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン（林野庁）**

林野庁は、令和 3（2021）年 10 月に、建築事業者等が建築物への木材利用によるカーボンニュートラル等への貢献を対外的に発信する手段として、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」を策定した。また、令和 6（2024）年 3 月には、「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」を作成・公表して、建築事業者が建築物への木材利用による効果を対外的に訴求する際に参考となる評価項目・評価方法を整理した。評価分野は、①カーボンニュートラルへの貢献、②持続可能な資源の利用、③快適空間の実現の 3 つを提示した。

林野庁では、同ガイダンスを普及するための資料を作成して、建築事業者、不動産事業者、建築主等に対して活用を呼び掛けている。

評価分野	評価項目 （建築事業者等が行う取組）
1. カーボンニュートラルへの貢献	①建築物のエンボディドカーボンの削減
	②建築物への炭素の貯蔵
2. 持続可能な資源の利用	①持続可能な木材の調達
	②森林資源の活用による地域貢献
	③サーキュラーエコノミーへの貢献
3. 快適空間の実現	内装木質化による心身面、生産性等の効果

2.3 企業理念・経営方針等

● 企業理念、経営方針



■ 目指す未来

森未来が目指すのは、森林と人類が共生する社会です。

その社会では、適切な収益分配を通じて、地域ごとに多様な林業が展開されています。また、森林は二酸化炭素の吸収源として機能し、生物の多様性にも富み、環境に大きく貢献しています。そして、林業は社会から尊敬を集め、子どもたちの憧れの職業となる。——そんな未来の実現を、私たちは目指しています。

■ 日本の森林・林業の課題

日本の国土の約 7 割を森林が占めるものの、木材自給率は約 4 割と低迷しています。

補助金に頼る収益構造は、林業従事者の減少・高齢化、イノベーションの遅れによる生産性低下を招き、産業成長を妨げています。また、国内人工林は伐採と再造林による適切な管理が不可欠ですが、人手不足や採算性の問題から不十分な状況です。これにより、貴重な森林資源の有効活用が滞り、環境面の持続可能性も損なわれています。

■ アクション

私たちは、日本の森林・林業の課題をビジネス機会ととらえ、木材の知識とテクノロジーの力で課題解決に取り組めます。

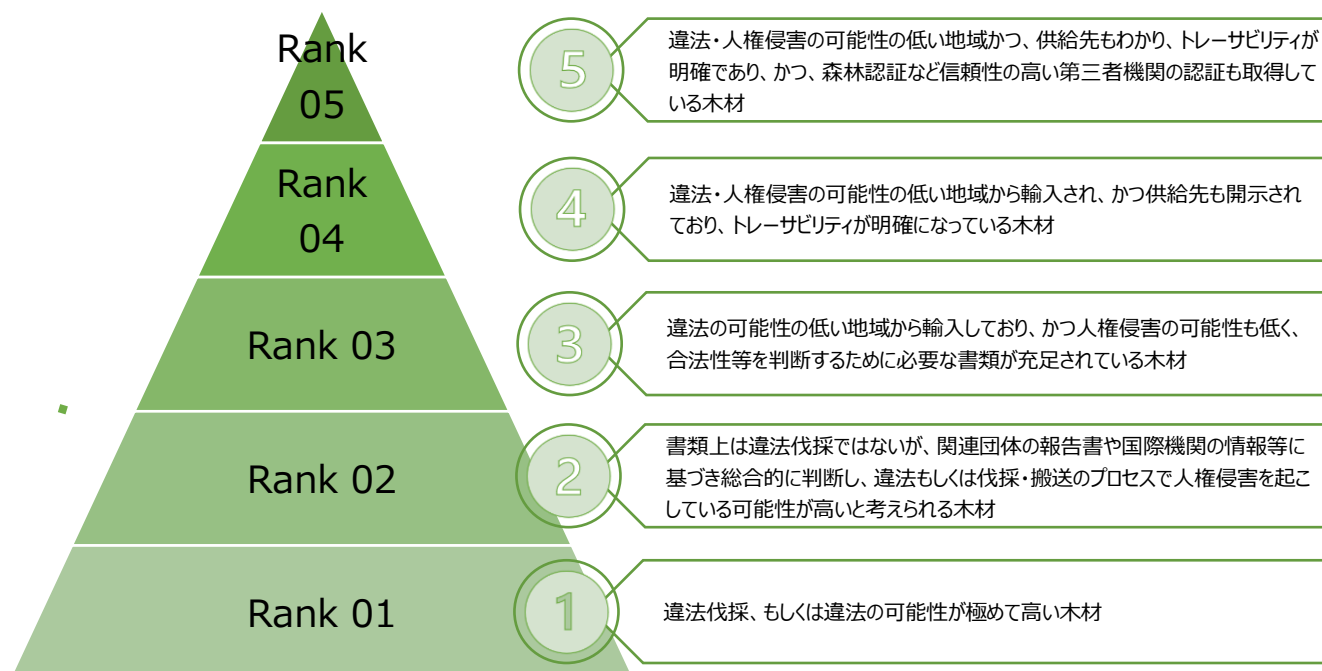
データとテクノロジーにより木材流通の生産性を向上させ、評価体系に基づく“Sustainable Wood”の市場形成により、森林資源の活用に取り組めます。将来的には、森林・林業・木材のあらゆるデータを集約した“All Wood Platform”を構築し、林業の環境価値と経済価値の両立に貢献します。

ミッション	Sustainable Forest 私たちは、持続可能な森林をつくり、次の世代へ繋いでいきます。 森未来のミッションは“Sustainable Forest”。次の世代へ繋げることができる、産業的にも環境的にも持続可能な森林と社会の実現を目指しています。 日本は国土の 7 割が森林で覆われた、世界でもトップクラスの森林国家です。一方で木材自給率は現在約 4 割。日本の林業は補助金や助成金に頼らなければ存続できない状況になっています。 1 本の木が植えられて収穫できるまで必要な時間は約 50 年。祖父母の代に植えられた木を使い、孫の代のために植えるのが森林産業の世界です。今の林業の課題に対し、私たちは森林木材の専門知識と IT の力で挑みます。正しく循環できる森林と、すべてのプレイヤーに適切な価値が還元される健全な流通を森未来は目指し続けます。
ビジョン	All Wood Platform 森林・林業・木材のあらゆる情報をテクノロジーの力で集約し未来を変革する木材流通をつくります。 日本の国産材自給率が低い要因の一つに、サプライチェーンの断絶があります。昔はどの町にも材木屋があり、材木屋に聞けばどんな木材でも揃いました。しかし多くの材木屋は廃業し、設計者には自ら製材工場や木材市場に聞くコネクションがありません。現在木材を利用したい人は、誰に聞いたらよいかわからない状態になっています。 私たち森未来は、日本の木材流通を再構築するために、全国の森林・林業・木材のあらゆる情報を集約したプラットフォーム“All Wood Platform”を構築しています。これにより、誰もが簡単に木材を取り扱え、生産者に適切な利益が還元される社会を目指しています。
サステナビリティ	私たちは“サステナブルウッド”の利用を通じて持続可能な森林・木材産業を支援します。 eTREE では“サステナブルウッド”を「持続可能な森林・木材産業に還元される木材」と定義し取り扱っています。取り扱う木材は、国産や外国産などの産地、素材の大きさや形状を問いません。 私たちが重要視するのは、流通経路が明確で、社会や環境に良い影響を与える素材を扱うこと。そしてその情報をきちんと明示した上で木材を提供することです。eTREE の木材調達方針のランク 3 以上に相当するものを「サステナブルウッド」として扱っています。
認証	  

■木材調達方針

私たちは、木材のトレーサビリティに関し、信頼できる情報を提供しているいくつかの機関と連携し、さらに私たちが取り扱う木材が社会や環境に対してマイナスの影響を与えていないか、安全性、合法性の透明度を高めていきます。

また、供給国の情勢についても最新情報をランクに反映していきます。ランク 1 およびランク 2 に該当する違法の可能性が高い木材（※）は取り扱いません。



※違法性が高い木材の取り扱い防止…認証材以外の取り扱いに当たっては、産出国の法律に則り適法性を確認。なお、現行法が整備される前に伐採された木材（銘木・古材等）については違法性判断が難しいケースもあり、活用の意義も加味して検討する。

■SDGs/ESG 方針

森未来は企業ミッションそのものが SDGs の理念と合致しており、事業活動を通じて環境・社会・経済の調和の取れた価値創造を目指している。

森未来の事業戦略や方針は、単に利益を追求するのではなく、SDGs が掲げる三側面（環境・社会・経済）の課題解決と発展に資するよう設計されている。

2.4 事業活動

森未来は、以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境面】

(1) 木材調達に関する取り組み

当社が扱う木材が社会や環境に対してマイナスの影響を与えていないか、安全性、合法性の透明度を高めるため木材調達基準を設定しており、森林認証材やトレーサビリティ確保を通じて、持続可能な森林社会の実現と木材事業者の信頼性向上を目指している。さらに木材調達基準を細分化することで、一定のランクをクリアした「サステナブルウッド」の利用を促進し、流通量を増加させる。

(2) CO2 排出量に関する取り組み

木材の加工所等のトレーサビリティは確保できており、今後、CO2 排出量計測に取り組んでいく。木材加工工程、輸送工程で使用するエネルギー（電力、重油など）を特定し、各エネルギー源に対して、環境省や GHG プロトコルで定義された排出係数（kg-CO₂/kWh など）を適用。さらに活動量（使用量、稼働時間など）を記録し、排出係数をかけ合わせるツールを開発することで CO2 排出量を計測する。

【社会面】

(1) 福利厚生拡充の取り組み

当社では社員の健康保持と労働環境の向上を目的に健康診断の受診を義務付けている（対象者に対する法定の福利厚生制度は整備されている）。しかし、現状では受診率 100%を達成できていない。今後は、受診促進のためのリマインド強化、柔軟な受診スケジュールの提供、未受診者への個別フォローを実施し、全社員の受診完了を目指す。

また、社員の中長期的な資産形成を支援し、将来の生活設計に対する不安の軽減、経済的な自立を促すために、企業型 DC（確定拠出年金）の導入を目指す。今後は制度設計の透明性を確保し、社員への説明会や相談窓口の設置を通じて、理解と参加を促進していく。

(2) 労働環境、健康経営の取り組み

当社は社員の多様なライフスタイルや働き方を尊重し、柔軟な勤務環境の整備を目的に幅広い社員が利用可能なフレックス制の導入を目指す。業務効率の向上とワークライフバランスの実現を両立させるため、制度設計の検討と試行導入を進め、社員の声を反映した運用体制を構築していく。

また、社員の賃金水準引き上げ、生活安定と働きがいの向上を目的に、賃金水準の改善を図る新たな人事制度の導入を目指す。職務内容や成果に応じた公正な評価と処遇を実現することで、社員の意欲向上と人材定着を促進していく。今後は制度設計の透明性を確保し、段階的な導入を進めていく。

(3) 多様な人材に関する取り組み

当社は、性別・年齢・経歴・地域・専門性などの違いを尊重し、誰もが能力を発揮できる職場づくりを推進している。具体的には、女性管理職比率の向上、異業種からの転職者受け入れ、地域居住者のフルリモート勤務容認、資格取得支援などを通じて、多様な人材の活躍を支援している。また、今後もジェンダー平等や社会的弱者への配慮を含めた包括的な人材開発方針を継続・強化していく。

【経済面】

(1) 生産性向上への取り組み

当社は業務効率化と競争力強化を目的に、ソフトウェア開発や営業活動における AI 活用を推進していく。生成 AI を活用した業務自動化や提案資料作成の効率化により、社員の創造的業務への集中を支援する。今後は部門ごとの AI 活用環境を整備し、教育・実践を通じて全社的な生産性向上を図る。

当社では生産性向上を図るうえで、情報セキュリティの強化が不可欠であると考えている。顧客情報や業務データの保護を強化し、信頼性の高いサービス提供を実現するため、情報セキュリティ認証の取得を進めていく。今後は、ISMS（ISO/IEC 27001）や ISMS クラウドセキュリティ認証などの取得を目指し、体制整備・教育・リスク評価を通じて、全社的なセキュリティレベルの向上に取り組む。

(2) 木材流通の最適化に関する取り組み

木材流通業界では情報整備の遅れにより流通が複雑化し、コストや品質管理に課題がある。当社は、流通情報をデータベース化し、AIによりコスト・LCA・品質などを総合評価した最適なサプライチェーンを提案する仕組みを構築する。

3. 包括的インパクト分析

【UNEP FI のインパクトレーダーおよび事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

特定業種分類：4663 建設資材、金物、給排水設備及び暖房器具および消耗品の卸売業

6312 ウェブポータル

インパクトエリア	インパクトトピック	UNEPツール		事業活動		
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	取組み
人格と人の安全保障	紛争					
	現代奴隷					
	児童労働					
	データプライバシー		●		●	生産性向上への取組
	自然災害					
健康および安全性	—		●		●	木材調達基準の刷新、木材流通の最適化 労働環境・健康経営の取組、福利厚生拡充の取組
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水					
	食料					
	エネルギー	●				
	住居	●				
	健康と衛生	●				
	教育					
	移動手段					
	情報	●	●		●	生産性向上への取組
	コネクティビティ	●				
	文化と伝統					
ファイナンス						
生計	雇用	●		●		多様な人材
	資金	●		●		労働環境・健康経営の取組
	社会的保護		●		●	労働環境・健康経営の取組、福利厚生拡充の取組
平等と正義	ジェンダー平等	●	●		●	多様な人材
	民族・人種平等	●	●		●	多様な人材
	年齢差別	●	●		●	多様な人材
	その他の社会的弱者	●	●		●	多様な人材
強固な制度・平和・安定	法の支配					
	市民的自由					
健全な経済	セクターの多様性					
	零細・中小企業の繁栄	●		●		木材調達基準の刷新、木材流通の最適化
インフラ	—	●		●		生産性向上への取組
経済収束	—					
気候の安定性	—		●		●	CO2排出量・生物多様性の計測の仕組
生物多様性と生態系	水域		●			特定しない
	大気		●			特定しない
	土壌					
	生物種		●		●	CO2排出量・生物多様性の計測の仕組
	生息地		●		●	CO2排出量・生物多様性の計測の仕組
サーキュラリティ	資源強度		●			特定しない
	廃棄物		●			特定しない

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ ポジティブ・ネガティブ双方のインパクト

取組内容	インパクト
木材調達基準の刷新、木材流通の最適化	ポジティブ：零細・中小企業の繁栄 ネガティブ：健康および安全性
生産性向上への取組	ポジティブ：インフラ

	ネガティブ：データプライバシー、情報
多様な人材	ポジティブ：雇用 ネガティブ：ジェンダー平等、民族・人種平等、年齢差別、その他の社会的弱者
労働環境・健康経営の取組	ポジティブ：賃金 ネガティブ：健康および安全性、社会的保護

■ネガティブ・インパクト

取組内容	インパクト
福利厚生拡充の取組	健康および安全性、社会的保護
CO2 排出量・生物多様性の計測の仕組	気候の安定性、生物種、生息地

【ネガティブ・インパクトとして特定しない理由】

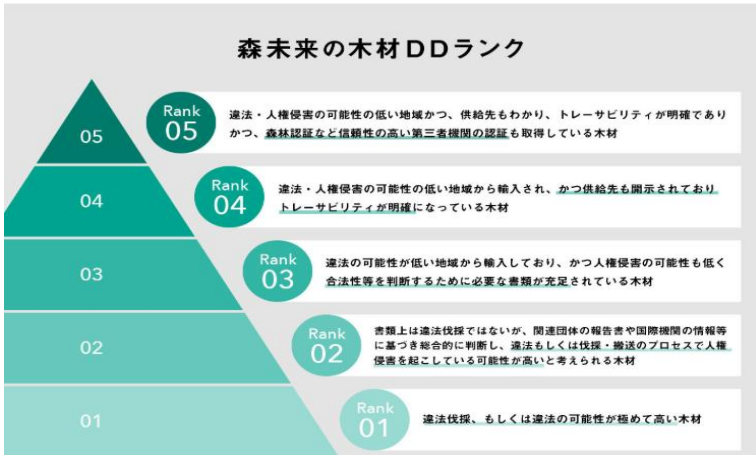
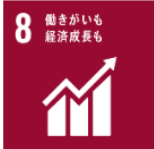
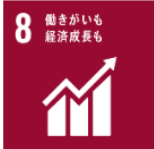
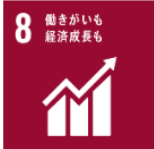
抽出されたインパクト	特定しない理由
水域	当社事業において、輸送自体を自社で請け負っていないため、特定していない。
大気	
資源強度	当社事業は、自社でのリサイクルや資源の効率的な使用が発生する事業ではないため、特定していない。
廃棄物	

4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

森未来は北國銀行と協働し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。設定した KPI のうち、目標年に達したものについては、再度の目標設定等を検討する。

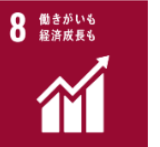
【ポジティブ・ネガティブ双方のインパクト】

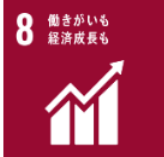
特定したインパクト	健康および安全性、零細・中小企業の繁栄
取組テーマ（インパクト内容）	木材調達基準の刷新、木材流通の最適化
KPI	＜木材調達基準の刷新＞ ①サステナブルウッド利用促進（年間売上に占める販売金額ベース） ・2026 年度：国産材と FSC®・SGEC/PEFC 認証材の合計の割合 65%以上を維持 ・2027 年度以降：事業の拡大状況に応じて目標を見直し ②木材デューデリジェンス基準（※注）の刷新 ・2025 年度中：自社木材調達基準の刷新（環境・社会・経済を評価軸に） ・2026 年度中：新・木材調達基準に基づく木材流通 100% ・2030 年度中：新・木材調達基準に基づくサステナブルウッド取扱目標設定（金額ベース） ＜木材流通の最適化＞ ①木材事業者の規格品に関するデータベースを完成（2025 年度） ②AI エージェント開発によるマッチングの実現（2026 年度） ③森林・林業関連のデータベースとの連携（2030 年度） ④林業・木材業界と連携した情報発信（2030 年度までにイベント参加人数が累計 3,000 人）

KPI 達成に向けた取組	＜木材調達基準の刷新＞ ・当社が取り扱う木材が社会や環境に対してマイナスの影響を与えていないか、安全性、合法性の透明度を高めるため木材調達基準を設定している。 ・森林認証材やトレーサビリティ確保を通じて、持続可能な森林社会の実現と木材事業者の信頼性向上を目指しており、さらに木材調達基準を細分化することで、一定のランクをクリアした「サステナブルウッド」の利用を促進し、流通量を増加させる（サステナビリティ、人権、フェアトレード、エンボディードカーボンなどを考慮）。 ・将来的には Bcorp 認証の取得を目指す。 （※注）木材デューデリジェンス（DD）基準 現在はランク 3 以上をサステナブルウッドに位置付けている 森未来の木材DDランク  ＜木材流通の最適化＞ ・木材流通業界では情報整備の遅れにより流通が複雑化し、コストや品質管理に課題がある。 ・当社は、流通情報をデータベース化し、AI によりコスト・LCA・品質などを総合評価した最適なサプライチェーンを提案する仕組みを構築する。 ・業界情報発信として、2 か月に一度「森の未来会議」を実施し、イベントレポートを発信する。			
貢献する SDGs ターゲット	<table><tr><td>8.4</td><td>2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。</td><td> 8 働きがいも経済成長も  </td></tr></table>	8.4	2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	8 働きがいも経済成長も 
8.4	2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	8 働きがいも経済成長も 		

特定したインパクト	インフラ、データプライバシー、情報
取組テーマ（インパクト内容）	生産性向上への取組
KPI	①木材データベース構築の開発工数削減 ・現状：エンジニア・アルバイト 2 名が週 4 日・4 時間・8 週間（256 時間）作業、正社員 1 名が 3 時間・20 営業日（60 時間）作業。 ・2025 年度までに削減率 98.7%（正社員 1 名、4 時間稼働） →結果として開発に係る担当人員数や残業時間が削減され、他の創造的業務への人員再配分や収益拡大にもつながられる。 ②AI Agent の開発（木材マッチングの効率化） ・現状なし→2026 年度中に開発 ③情報セキュリティ認証取得 ・現状なし→2030 年度までに ISMS 認証を取得

KPI 達成に向けた取組	・業務効率化と競争力強化を目的に、ソフトウェア開発や営業活動における AI 活用を推進していく。生成 AI を活用した業務自動化や提案資料作成の効率化により、社員の創造的業務への集中を支援する。今後は部門ごとの AI 活用環境を整備し、教育・実践を通じて全社的な生産性向上を図る。 ・顧客情報や業務データの保護を強化し、信頼性の高いサービス提供を実現するため、情報セキュリティ認証の取得を進めていく。今後は、ISMS（ISO/IEC27001）や ISMS クラウドセキュリティ認証などの取得を目指し、体制整備・教育・リスク評価を通じて、全社的なセキュリティレベルの向上に取り組む。		
貢献する SDGs ターゲット	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とグリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	

特定したインパクト	雇用、ジェンダー平等、民族・人種平等、年齢差別、その他の社会的弱者		
取組テーマ（インパクト内容）	多様な人材		
KPI	①女性管理職比率 ・現状 33%（グループ長以上）→2030 年度には 40%に上昇 ②林業・木材業界以外からの転職数 ・現状 13 人→2030 年までに 10 人追加 ③農学部出身者の雇用数 ・現状 9 人→2030 年までに 5 人追加 ④地域内の雇用創出 ・現状 5 人→2030 年までに追加 5 人（地域からフルリモートするアルバイト等）		
KPI 達成に向けた取組	・性別・年齢・経歴・地域・専門性などの違いを尊重し、誰もが能力を発揮できる職場づくりを推進している。具体的には、女性管理職比率の維持、異業種からの転職者受け入れ、地域居住者のフルリモート勤務容認、資格取得支援などを通じて、多様な人材の活躍を支援している。 ・2030 年までに性別、国籍、年齢、社会的弱者等を区別せず、ジェンダー平等や社会的弱者への配慮を含めた包括的な人材開発方針を継続・強化していく。		
貢献する SDGs ターゲット	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	賃金、社会的保護、健康および安全性		
取組テーマ（インパクト内容）	労働環境・健康経営の取組		
KPI	①平均賃上率 ・2025 年度 6.8%増（前年比）→2026 年度以降：前年比 3%増を継続 ②フレックス制度の導入 ・現状 2 名が実施→今後社労士とフレックス導入拡大に向け調整 ③人事評価制度の構築 ・現状なし→2025 年度中：制度構築、昇給制度も併せて制度構築を完了		
KPI 達成に向けた取組	・社員の多様なライフスタイルや働き方を尊重し、柔軟な勤務環境の整備を目的にフレックス制の導入を目指す。業務効率の向上とワークライフバランスの実現を両立させるため、制度設計の検討と試行導入を進め、社員の声を反映した運用体制を構築していく。 ・社員の賃金水準引き上げ、生活安定と働きがいの向上を目的に、賃金水準の改善を図る新たな人事制度の導入を目指す。職務内容や成果に応じた公正な評価と処遇を実現することで、社員の意欲向上と人材定着を促進していく。今後は制度設計の透明性を確保し、段階的な導入を進めていく。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。	 8 働きがいも経済成長も

【ネガティブインパクト】

特定したインパクト	健康および安全性、社会的保護		
取組テーマ（インパクト内容）	福利厚生拡充の取組		
KPI	①健康診断受診率 ・現状 80%→2030 年度までに 100%受診 ②DC 加入者率 ・2025 年度制度導入→2030 年までに 50%の社員が掛け金を設定する		
KPI 達成に向けた取組	・社員の健康保持と労働環境の向上を目的に健康診断の受診を義務付けているが、現状では受診率 100%を達成できていない。今後は、受診促進のためのリマインド強化、柔軟な受診スケジュールの提供、未受診者への個別フォローを実施し、全社員の受診完了を目指す。 ・社員の中長期的な資産形成を支援し、将来の生活設計に対する不安の軽減、経済的な自立を促すために、企業型 DC（確定拠出年金）の導入を目指す。今後は制度設計の透明性を確保し、社員への説明会や相談窓口の設置を通じて、理解と参加を促進していく。		
貢献する SDGs ターゲット	3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	 3 すべての人に健康と福祉を
	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	 10 人や国の不平等をなくそう

特定したインパクト	気候の安定性、生物種、生息地		
取組テーマ（インパクト内容）	CO2 排出量・生物多様性の計測の仕組		
KPI	1 CO₂排出量・生物多様性測定ツール開発 ・CO2 排出量・生物多様性測定ツール：社外向けユースケースを 2025 年度取組（不動産開発事業者・ゼネコンと連携） ・CO2 排出量・生物多様性測定ツール：社外向け 2026 年度リリース		
KPI 達成に向けた取組	・木材の加工所等のトレーサビリティは確保できており、今後、CO2 排出量計測・生物多様性の環境影響評価に取り組んでいく。 ・木材加工工程、輸送工程で使用されるエネルギー（電力、重油など）を特定し、各エネルギー源に対して、環境省や GHG プロトコルで定義された排出係数（kg-CO ₂ /kWh など）を適用、さらに活動量（使用量、稼働時間など）を記録し、排出係数をかけ合わせるツールを開発することで CO2 排出量を計測する。 ・生物多様性への被害計数は、LIME3（Life cycle Impact assessment Method based on Endpoint modeling3）に則り評価する。		
貢献する SDGs ターゲット	7.a	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	
	13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	

5. サステナビリティ管理体制

森未来では、本ファイナンスに取り組むにあたり、浅野純平氏を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も浅野純平氏を最高責任者とし、山北絵美氏をプロジェクトリーダーとして、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

（最高責任者）代表取締役 浅野純平氏

（プロジェクトリーダー）執行役員 CFO 兼 CAO 山北絵美氏

6. モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、森未来と北國銀行並びに CC イノベーションが年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、北國銀行は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実情にそぐわなくなった場合は、森未来と協議して再設定を検討する。

7. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。森未来は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、北國銀行は年に 1 回以上その成果を確認する。

以 上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、CC イノベーションが北國銀行から委託を受けて作成したもので、CC イノベーションが北國銀行に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である北國銀行及び申込者から供与された情報と CC イノベーションが独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、CC イノベーションは本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（４）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社 CC イノベーション

シニアコンサルタント 佐々木浩二、谷内大輔

〒920-8670

石川県金沢市広岡 2 丁目 12 番 6 号

TEL 076-223-9860（代表）